

学校において予防すべき感染症による出席停止について

保健環境部

学校において予防すべき感染症にかかった場合は、感染の拡大を防ぐため欠席ではなく出席停止になります。速やかに担任に連絡し、医師の許可が出るまで、自宅で療養してください。

登校したら、「学校感染症療養状況報告」を担任へ提出してください。

*P.36「学校感染症療養状況報告」を必要に応じてコピーしてお使いください。

*学校 Web サイトからダウンロードできます。 <http://www.mie-c.ed.jp/hujiya/zaikousei.html>

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ * 上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種感染症	新型コロナウイルス	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）および新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	* 条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）など	全身症状が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

*通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例： アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）